



そらいろ通信 3月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



ここのところお天気の良い日は気温も高く、街を歩いていても、満開の梅を見かけたりすると春がやってきたと実感します。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

先日は娘と京都の洋館でランチをしてきました。明治時代、実業家が迎賓館として使っていた建物で、建物はもちろん家具調度も当時のものが置いてあって、当時を偲びながらゆったりとした時間を過ごしてきました。



職場で役立つ心理学 ～傾聴の箱～



先日、コミュニケーションに関する研修に行ってきたのですが、そこで教わったことです。

上司が部下の失敗に対して叱る場面。失敗に対して部下が言い訳をすると、「つべこべ言うな！ 反省しろ！」と、部下からの言い分を聞くことなく上司は部下を叱ることが多くあります。ところが、人間というもの、人の言うことを聞こうと思っても、自分の心の中にいっぱいいっぱいものが入っていると、その言葉を跳ね返してしましまい、受け入れることができません。言われたことを受け入れようと思うと、一旦、心の中を空っぽにしないと、次の内容は心の中に入ってこないのだそうです。ですから、先ずは部下の言い分を聞いて、心の中が空っぽになったところに話をすれば、部下はすんなりそれを受け入れてくれるのです。心の中を空っぽにしてやるとは「傾聴」すること。つまり、先ずは部下の言い分をよく聴いて心の中を空っぽにしてやること、これが大事なことなのです。子供に対しても同じことなんですよ…。

★これで完璧！ 3月の事務★



☆平成 26 年分の確定申告（3月 16 日まで）☆

平成 26 年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2 月 16 日から 3 月 16 日までです（2 月、3 月とも、15 日が日曜日のため）。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、平成 26 年中の年収が 2000 万円を超える人、副収入がある人、2 か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたりした場合、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被ったりした場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。この還付申告は、2 月 16 日より前の時期でも受け付けてもらえます。税務署が比較的空いていますから、該当社員から相談された場合には、アドバイスするとよいでしょう（還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の 1 月 1 日から 5 年間です）。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（3月 10 日まで）☆

2 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（3月 31 日まで）☆

2 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆1 月決算法人の確定申告と納税（3 月中の決算応当日まで）☆

1 月決算法人の確定申告と納税、7 月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～トヨタ自動車 ベア 4,000 円で事実上決着～ 2002 年以降で最高額



トヨタ自動車 2015 年春闘は、3 月 15 日ベースアップに相当する賃金改善を月額 4,000 円とすることで事実上決着しました。労働組合側が要求していた 6,000 円には届きませんが、昨年実績の 2,700 円を大きく上回り、比較可能な 2002 年以降では最高額となります。

一方、ボーナスは、労働組合の要求どおり 6.8 か月分と 5 年連続で満額回答となりました。2014 年と同じ月数ですが、金額では昨年を約 2 万円上回る 246 万円になります。さらに非正規従業員の日給の引上げ額もこれまでで最も多い 300 円となりました。月額にして約 6,000 円引き上げることになります。

同社の労使交渉は春闘の相場作りに大きな影響力を持ちます。甘利経済再生相は、これから中小企業の春季労使交渉が本格化していくことを受けて、中小企業にも賃上げ要請をしていく考えを示しました。中小企業にもこの流れが波及していくのでしょうか…。

**平成27年4月1日から
改正パートタイム労働法が施行されます**

4月から、パートタイム労働者*の公正な待遇を確保し、また、パートタイム労働者が納得して働くことができるようにするための改正パートタイム労働法が施行されます。

*パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の対象となる短時間労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことをいいます。

1) 正社員と差別的な取扱いをすることが禁止されるパートタイム労働者の範囲の拡大
正社員と差別的な取扱いをすることが禁止されるパートタイム労働者の範囲が、次のように拡大されます。

現行	改正後
① 職務の内容が正社員と同一 ② 人材活用の仕組みが正社員と同一 ③ 無期労働契約を締結している	① 職務の内容が正社員と同一 ② 人材活用の仕組みが正社員と同一 ③ (削除)

改正後は、①②に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、正社員と差別的な取扱いをすることが禁止されることになります。

2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。改正後は、こうした考え方も念頭において、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図る必要があります。

3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととされます。

＜事業主が説明することとされる雇用管理の改善措置の内容の例＞

賃金制度はどうなっているか、どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか、どのような正社員転換推進措置があるか など

4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととされます。

＜相談に対応するための体制整備の例＞

相談担当者を決め相談に対応させる、事業主自身が相談担当者となり相談対応を行う など

なお、施行日以降、パートタイム労働者の雇用契約書には相談窓口（担当部署、担当者の役職・氏名など）を記載する必要があります。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

